~ぐんまの未来を担う青少年の健全な育成のために~ 群馬県青少年健全育成条例

県では、"青少年を保護すること"を目的として、昭和36年に群馬県青少年保護育成条例を制定し、以来、社会情勢の変化等に応じて幾多の一部改正を行いながら「青少年の健全な育成を阻害する恐れのある行為を防止するとともに地域環境を整備する」ことにより、青少年の健全な育成に努めています。

町民総ぐるみで青少年の健全な育成に取り組むよう「群馬県青少年健全育成条例の内容」を抜粋して 掲載しますので、ご確認ください。

青少年の定義:18歳未満の者(婚姻した女子を除く)[第12条]

群馬県青少年健全育成条例の概要

関係者の責務(第3条~第7条)

- ○保護者・・ 保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、良好な環境の中で監護教育するよう努めなければなりません。
- ○住民・・・ 地域社会を構成する住民は、互いに協力し、良好な地域環境をつくるとともに、地域社会における活動や行事等を通じて、青少年の健全な育成に努めなければなりません。
- ○学校関係者や青少年の健全な育成に携わる者

職務、活動を通じて互いに協力し、自主的、積極的に青少年の健全な育成に努めなければなりません。

○青少年・・ 社会の一員として自覚と責任を持つとともに、自らの生活を律し、健全な社会人として成長 するよう努めなければなりません。

青少年を取り巻く社会環境の整備

経済や夜型社会の進展、ネット社会の急速な発達等は、生活の利便性を向上させる反面、青少年の健全な育成を阻害する有害な図書・がん具、ネット上の有害情報等、悪い環境も生み出してきました。

「青少年にとって著しく有害なもの」「青少年にとって特に有益なもの」にはどのようなものがあるか、条例の内容にあわせて説明します。

青少年にとって著しく有害なものの例

- ○有害図書・・・アダルトビデオ、ポルノ雑誌等
- ○<u>有害がん具</u>・・条例で有害指定されたナイフ
 - エアガン・性具、使用済み下着等
- ○有害図書、がん具を販売する自動販売機
- ○有害な宣伝文書、広告・・・ピンクビラ、チラシ
- ○インターネット上の有害情報等
 - · · · 出会い系サイト、アダルトサイト
- ○酒・たばこの青少年への販売
- ○淫行行為、非行助長行為等

青少年にとって特に有益なものの例

○ 図書・映画・演劇・演芸等で、青少年の知識と教養を高め、 青少年の健全な育成に特に有益と認めるときは、青少年健全 育成審議会の意見を聞いて推奨しています。(第11条)







有害図書類の制限(第14条)

1 何人も、図書類でその内容が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものを青少年に見せたり、聞かせたりしないよう努めなければなりません。

有害図書として指定される基準

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激するもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性、残虐性を助長するもの
- (3) 著しく青少年の犯罪、自殺を誘発するもの

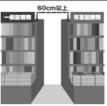
青少年に販売等した者は、30万円以下の 罰金に処されます。

有害図書類の陳列方法の制限(第15条)

- 図書類販売業者等は、有害図書類を陳列するとき、有害図書類を他の図書類と区分して、青少年の目に 触れない場所や店内の監視しやすい場所に置かなければなりません。(法令により青少年の立入りが禁止 されている場所において有害図書類を陳列する場合は除外されます。)
- 図書類販売業者等は、有害図書類を陳列する場所の見やすいところに「青少年は購入、借り受け、閲覧、 視聴できない」旨を表示しなければなりません。



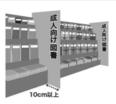
●問仕切り、ついたて等により容易に見通すことができない 場所を設けて陳列する



●他の図書類を陳列する棚の外 周から60cm以上離れた棚に



ビニール包装、ひも掛け等に より、容易に関覧できない状 態にしてまとめて陳列する



●陳列棚に10cm以上張り出し た仕切り板を設け、その間に まとめて陳列する



●床面から150cm以上の高さの 位置に、背表紙のみが見える ようにしてまとめて陳列する

有害がん具類の制限(第16条)

1 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、がん具類で形状、構造又は機能が次の基準に該当す ると認められるものを、青少年に所持させないよう努めなければなりません。

有害がん具類として指定される基準

- 著しく人の生命、身体もしくは財産に危害を及ぼし、犯罪を誘発し、もしくは助長するおそれのあるもの
- 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健康な育成を阻害するおそれのあるもの

インターネット利用環境の整備(第28条)

インターネットの端末設備を青少年 に利用させる施設等の責務

青少年がインターネットの端末設備を利用するとき、フィルタリングの活用 等により青少年に有害情報を閲覧等させないよう努めなければなりません。

保護者の責務

インターネットの利用状況を適切に把握し、フィルタリングの利用等により 適切な管理をして、青少年がインターネットを適切に利用できる能力の育成に 努めなければなりません。

青少年の健全育成に携わる 関係者の責務

青少年の有害情報に対する健全な判断能力が育成されるよう、啓発及び教育 に努めなければなりません。



ぜ フネット 0 か 34 4 ま

「お」写真をおくらない 「ぜ」ぜったいあわない

「の」個人情報をのせない 「か」悪口等をかきこまない

「み」有害サイトをみない 「さ」出会いをさがさない

「ま」家庭でのルールをまもる



青少年が利用する携帯電話インターネット契約における義務規定(第28条)

携帯電話インターネット事業者(携帯電話の通信事業会社)・媒介業者(携帯電話販売店)は、携帯電話 PHSのインターネット契約を締結・媒介するとき、その端末の使用者が青少年であるか確認しなければ なりません。

使用者が青少年である場合は、インターネットの接続により青少年が有害情報を閲覧、視聴する機会が生 じること等を説明し、その内容が記載された説明書を交付しなければなりません。

保護者は、青少年が使用する携帯電話・PHSのインターネット契約をする場合で、フィルタリングサー ビスを利用しない申出をするときは、やむを得ない理由を記載した理由書を、携帯電話インターネット事業 者に提出しなければなりません。











酒類・たばこの販売に係る環境の整備(第29条)

酒類、たばこの販売業者(従業員を含む)は、酒類、たばこを販売するときに、購入しようとする人が明らかに成人と認められる場合以外は、身分証明書の提示を求める等、客観的な方法により年齢を確認しなければなりません。

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の規制

深夜外出等の制限(第30条)

- 1 保護者は、通勤、通学その他の正当な理由がある場合を除いて、深夜(午後10時から翌日の午前4時まで)に青少年のみで外出させないよう努めなければなりません。
- 2 何人も、深夜の勤務、緊急な用件やその他の正当な理由がある場合を除いて、深夜に青少年を連れ出したり、同伴したり、とどめてはなりません。

第2項に違反した者は、30万円以下の罰金に処されます。

- ◎正当な理由に該当する例
 - ・ 労働基準法で認められる範囲の就労
 - ・ 天災や火災、本人又は保護者の急な病気や事故
 - · 青少年育成指導者等のもとに行われる野外キャンプ や合宿
 - その他社会通念に照らして許容される範囲



深夜営業施設への立入り制限等(第31条)

下記施設の経営者は、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはなりません。

- · 興行場(映画館、演芸場等)
- ・カラオケボックス
- ゲームセンター(風俗営業に該当するものを除く)※
- ボウリング場、ビリヤード場、ダーツ場
- インターネットカフェ・マンガ喫茶 等

上記施設の経営者は、深夜に営業を行う場合、施設の入口等の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければなりません。



十八歳未満の方の入場をお断りします。までの間は保護者同伴であっても、より、午後十時から翌日の午前四時群馬県青少年健全育成条例の規定に

みだらな性行為の禁止(第35条第1・2項)



- 1 何人も、青少年に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはなりません。
- 2 何人も、青少年に対して、前項の行為を教え、又は 見せてはなりません。
- * 対償を供与する約束を事前にしている場合、さらに 重罪となります。[児童買春、児童ポルノ取締法違反]

違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

青少年自身が、人を児童との性交等の相手方となるよう誘引する行為をすれば「インターネット異性紹介事業 を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」 により処罰されます。〔罰則:100万円以下の罰金〕

場所の提供等の禁止(第39条)

何人も、次の行為が青少年に対してなされ、又は青少年が行うことを知って、場所を提供したり、あっせ んしてはなりません。

◇ みだらな性行為等 ◇ 大麻、麻薬、あへん、覚せい剤を使用する行為 ◇ 入れ墨等を施す行為

違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

◇ とばく ◇ 薬品類等を不健全に使用する行為 ◇ 喫煙、飲酒

違反した者は、50万円以下の罰金に処されます。



非行助長行為の禁止(第43条)

何人も、青少年に対して、次に掲げる行為を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、強要し、又はこれら の行為を行わせる目的をもって金品その他の利益又は便宜を供与してはなりません。

- ◇ みだらな性行為又はわいせつな行為
- ◇ 大麻、麻薬、あへん、覚せい剤を使用する行為
- ◇ 暴行、傷害、脅迫、恐喝、詐欺、窃盗、強盗、器物損壊、逮捕又は監禁
- ◇ 共同による暴走行為
- ◇ とばく
- ◇ 薬品類等を不健全に使用する行為
- ◇ 喫煙、飲酒
- ◇ 家出



何人も、青少年が行う著しい非行(喫煙、飲酒、家出を除く)を容認することや、著しい非行に関連する 紛争の解決等を行う対償として、金品その他の利益供与を要求し、又は受けてはなりません。

何人も、青少年が構成員となる著しい非行を行う集団(非行集団)を結成したり、指導、援助してはなりません。

何人も、青少年に対し、非行集団に加入することを勧誘、強要、又は脱退することを妨害してはなりません。

何人も、青少年に対して、非行集団から脱退させないことを目的に、又は脱退することを容認する対償と して、金品その他の利益供与を要求し、又は受けてはなりません。

違反した者は、懲役又は罰金に処されます。

青少年に対して行われる行為のうち罰則が規定されている行為は、青少年の年齢を 知らないことを理由として処罰を免れることはできません。(第60条)

行為の相手が青少年であるか、年齢を確認する義務があります。



「群馬県青少年健全育成条例」に関する詳しいお問い合わせは 群馬県健康福祉部こども未来局少子化対策・青少年課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号 電話 027-223-1111(内線2393)・027-226-2393(直通)

詳しい内容は、群馬県ホームページでもご覧いただけます。検索方法は、 群馬県ホームページ右上の「□ □検索」に「健全育成条例」と入力 して検索を実行して下さい。

詳しい情報は、HPで検索して下さい。 健全育成条例

検索、CLICK!

平成26年人権尊重を考えるコンクール優秀作品



人権について思ったこと

下仁田小学校 六年 田村 純也

ど、人権の紙芝居や劇を見て、少し人権について考えるようになりました。 ぼくは人権について、今までそんなに深く考えたことはありませんでした。だけ

がおばあさんの身代わりになって死んでしまったというものです。

きつねに助けられ、元気になった。馬方にお金目あてで殺されそうになった時、きつね

学校で見た劇は「おこんじょうるり」といいます。この話は、体の弱いおばあさんが

ように心がければ、世の中に悲しい思いをする人はなくなると思います。 ふだんから友達や周りの人達に感謝の気持ちを持って、誰にでも親切に接していく とが大切です。そうすればいじめや暴力もなくなっていくのではないでしょうか いけないとぼくは思います。むしろ優しく接してよいところを見つけてほめてやるこ を反省してもらいたいです。しかし、その人が悪いことをしたからといって無視しては うとするなんてやってはいけない事です。注意しなければいけません。なぜいけないか 許せません。弱い者いじめをする人も卑怯者だと思います。相手を力づくでたおそ 大人になれたらと思います。劇で見た馬方のような暴力で金を奪おうとする人は です。僕にとってはとても難しいことですが相手の立場になって物事を考えていける としてうれしくなります。だからこれからは困っている人がいたら手をさしのべたい くは今まで友達やたくさんの人に親切にしてもらいました。そのとき気持ちがほっ いる人を助けられるだろうか。助けたいけど助ける勇気がぼくには無い。だけど、ぼ てもらう。ぼくは、おばあさんはなんて優しいのかと思いました。ぼくだったら、困って おばあさんは目が見えないのにきつねにご飯を食べさせ、お礼にじょうるりを教え



※掲載者の学校・学年は平成2年度のものです

だいじょうぶだよ、その一言がまほうのことば。 下仁田小学校 2年 岩井大乃介

あいさつを みんなですれば えがおがふえる。

下仁田小学校 2年 神戸 楓花

人権ポスターの部(中学校) 優秀賞 作品 下仁田中学校1年 小根澤 ほのか

